

意見第6号

新疆ウイグル等への深刻な中国政府の人権侵害の防止と救済施策を求める  
意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年6月18日

提出者 久喜市議会議員  
平沢健一郎  
鈴木松蔵  
賛成者 久喜市議会議員  
園部茂雄

久喜市議会議長 春山千明 様

新疆ウイグル等への深刻な中国政府の人権侵害の防止と救済施策を求める  
意見書

中国政府は、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等で、表現・報道・信教の自由への侵害、強制収監・強制労働をはじめとする深刻な人権侵害を行っている。

中国政府は2017年3月以降、新疆ウイグル自治区に「再教育施設」と称し収容所を建設し、100万人以上のウイグル人たちを拘束し強制労働させ、女性へは不妊手術を強制し、民族浄化を図ろうと伝えられている。ウイグルでの人権弾圧についてポンペオ米前国務長官は「中国共産党体制による組織的な取り組みであり、現在も実行されている」との見方を示した。米国政府は、中国政府による少数民族への弾圧を「ジェノサイド」（民族大量虐殺）および「人道に対する罪」と認定した。また、カナダ議会下院は「ジェノサイド」認定をし、イギリス議会では非難決議をしている。

中国政府の人権侵害には、国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高め、外交的に包囲していくことが重要である。

これまでの中国政府の人権侵害に強く非難をするとともに、国におかれては、国際社会との連携の上、中国政府に対して、深刻な人権侵害を防止し、救済するための包括的な施策を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
内閣官房長官

あて